

JCB会員
30名様
限定

宝塚歌劇雪組公演鑑賞と

ザ・プリンス パークタワー東京で洋食のランチコース



©宝塚歌劇 Photographer/LESLIE KEE(SIGNO)

ミュージカル・ゴシック

『ポーの一族』

脚本・演出／小池 修一郎

永遠の時を生きるバンパネラの仲間に自ら加わった少年エドガーが、時空を超えて旅を続けるゴシック・ロマン「ポーの一族」。原作漫画が発表されてから50年以上を経た今なお、時代や世代を超えて読者を魅了し続ける萩尾望都氏の傑作です。

この作品のミュージカル化を夢見て宝塚歌劇団に入団した小池修一郎が長年温め続け、2018年に念願の舞台化を果たした花組公演は、劇画の深遠な世界を巧みに表現したミュージカルとして絶賛を博しました。その完成度ゆえに、相応しい役者無くして不可能ともいわれた再演がついに決定。妖しくもミステリアスな朝美絢と不老不死のエドガーの邂逅が実現、新たな『ポーの一族』が宝塚歌劇の舞台に登場致します。

この公演は、朝美絢と音彩唯の雪組新トップコンビお披露目公演となります。

出演:朝美 絢、音彩 唯 ほか

ザ・プリンス パークタワー東京 「Stellar Garden」 のランチ付

旅行代金

SS席
プラン

おひとり様(税込)

39,000円

1階席前から7列目以内を保証

座席位置は選びいただけません。

出発日 2026年9月20日(日)(日帰り)

行程 12:10東京駅出発(丸の内南口) 12:30頃ザ・プリンス パークタワー東京「Stellar Garden」(33階レストランで都心の絶景と楽しむ洋食コース料理) 東京宝塚劇場 宝塚歌劇雪組公演鑑賞(15:30開演) 19:00東京駅着・解散



ザ・プリンス パークタワー東京「Stellar Garden」店内(イメージ)



ザ・プリンス パークタワー東京「Stellar Garden」の昼食(イメージ)

ザ・プリンス パークタワー東京「Stellar Garden」

国際コンクール入賞経験を持つシェフが旬の食材を用いて仕立てる“五感で楽しむ”洋食のランチコース。都心の絶景を望む天空のランチプランをご用意しております。

発着地	出発	解散予定
東京駅 丸の内南口	12:10	19:00

バスにて移動となります。

■集合・解散地:東京駅 ■利用バス会社:はとバス ■食事条件:昼1回
■最少催行人員:20名様
■添乗員:同行いたしますが、バスガイドがご案内します。

※チケット単体のお申し込みは承っていません。 ※3歳以下のお子さまはご参加いただけません。
※上演時間は、幕間休憩を含めて約3時間です。

募集型企画旅行「旅行条件書(要約)」

- 募集型企画旅行契約
この旅行は、(株)はとバス(以下「当社」といいます)が企画し実施する国内旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。また、旅行契約の内容・条件は、各コースに記載されている条件のほか本旅行条件書、及び当社旅行業務募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)によります。
- 旅行のお申込み及び契約の成立時期
(1) 当社又は当社受託営業所(以下「当社」といいます)にて所定の申込書(以下単に「申込書」といいます)に所定の事項を記入のうえ、お一人様につき、下記の申込書を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金、取消料または違約金のそれぞれの一部として取り扱います。

- 当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申込みを受け付けることとなります。この場合予約の時点で契約は成立しております。当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをさせていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社はお申込みはなかったものとして取り扱う場合があります。
- 募集型企画旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾した次の申込金を受領したときに成立するものとします。

通常契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。ただし、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

●宿泊旅行

旅行代金	お申込金
30,000円未満	6,000円
60,000円未満	12,000円
100,000円未満	20,000円
150,000円未満	30,000円
150,000円以上	旅行代金の20%

●日帰り旅行

旅行代金	お申込金
10,000円未満	3,000円
30,000円未満	6,000円
30,000円以上	9,000円

3. お申込み条件

- 20才未満の方は親権者の同意書が必要です。15才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- 旅行目的がお客様が主たる旅行については、年齢・資格・技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加を断ります場合があります。
- 特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込書にお申出下さい。当社は可能範囲内でこれに応じます。この場合、当社が請じた特別な措置に要する費用はお客さまの負担とさせていただきます。また、現地事情や関係機関等の状況などににより、ご参加をお断りさせていただく場合があります。
- お客さまが旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要の措置をとらせていただきます。なお、これに掛かる一切の費用はお客さまのご負担となります。
- お客さまが他のお客さまに迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

4. 旅行代金のお支払い

- 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までに支払いただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

5. 旅行代金について

- 参加されるお客さまのうち、特に注釈のない場合、旅行開始日当日を基準に満12才以上の方はお客さま代金、満6才以上12才未満の方はお客さま代金と見做します。但し、満3才以上6才未満の幼児で、運送機関の座席確保及び食事、宿泊施設の優待等必要な場合はお客さま代金を適用します。
- 旅行代金には、以下のものが含まれています。(いずれも旅行日程に明示したものの①運送機関の運賃・料金 ②宿泊代金 ③食費代金 ④観光に係る代金 ⑤団体行動の心付 ⑥添乗員経費 ⑦その他旅行代金に含まれる旨を明示したもの上記費用はお客さまのご都合により、一部利用されずして原則として払い戻ししません。

6. 旅行契約内容の変更

- 当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、騒動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客さまにあらかじめ通知し得る事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程を変更し、旅行サービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において止むを得ないときは変更後に説明します。

7. 旅行代金の変更

- 当社は旅行契約締結後であっても、利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に越えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前にある日より前にお客様に通知します。
- お客さまの文書

★確定情報を記載する最終旅行日程表につきましては、当社より特に連絡のない場合は、パンフレット記載内容をもって替えさせていただきます。

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。お申し込みの際は必ずこの旅行条件書をお読み下さい。

お客さまは、当社の用紙を得て契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定事項を記入のうえ当社に提出していただきます。この際、交換に要する手数料をいただく場合があります。

9. 取消料

- 旅行契約の成立後、お客さまが都合で旅行をお取消しになる場合には次に定める取消料をお支払いいただきます。(契約解除のお申し出は、お申し込みいただいた販売店の営業時間内にお受けします) また、宿泊を伴う旅行の場合、ご参加のお客さまからは1室ごとの利用人数の変更に對する差額代金をお支払いいただきます。

取消変更日	取消変更料	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	宿泊付旅行	日帰り旅行他
①21日前に当たる日以降の解除	無料	無料
②20日前に当たる日以降の解除①～②を除く	旅行代金の 20%	無料
③10日前に当たる日以降の解除①～②を除く	旅行代金の 20%	旅行代金の 20%
④7日前に当たる日以降の解除①～②を除く	旅行代金の 30%	旅行代金の 30%
⑤旅行開始日の前日の解除	旅行代金の 40%	旅行代金の 40%
⑥旅行開始当日の解除	旅行代金の 50%	旅行代金の 50%
⑦無連絡不参加	旅行代金の100%	旅行代金の100%
⑧旅行開始後の解除	旅行代金の100%	旅行代金の100%

(2) お客さまが都合による出発日の変更は、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料を申し受けます。

10. 当社による旅行契約の解除

- お客さまが第4項に規定する期日までに旅行代金を支払われないうちは、当社は当該期日の翌日において旅行契約を解除する場合があります。このときは、第9項に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- 次の事項に該当する場合は、当社は旅行契約を解除する場合があります。
 - お客さまが当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - お客さまが病弱、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - お客さまが他のお客さまに迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるときと認められたとき。
 - お客さまが旅行契約に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - お客さまの人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前(日帰り旅行は3日目に当たる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。
 - 天災地変、戦乱、騒動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社が関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。

11. 添乗員

- 添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。
- 添乗員の行うサービス内容は、旅行を安全かつ円滑に実施するために必要な業務といたします。よって旅行中は添乗員の指示に従ってください。
- 添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。
- 個人型プランは添乗員等は同行いたしません。お客さまが旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお申し込みいただいた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。

12. 当社の責任及び免責事項

- 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社は当社の手配代行者の故意又は過失により、お客さまに損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日翌日から起算して2年以内の当社に対して通知があった場合に限りです。
- 手荷物のついて生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度として賠償します。
- お客さまが次に示すような事由により、損害を被られた場合は、当社は(1)の責任を負いません。
 - 天災地変、戦乱、騒動はこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - 運送・宿泊機関等の事故もしくは火災又はこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - 官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - 自由行動中の事故
 - 食中毒
 - 盗難
 - 運送機関の遅延、不通・スケジュール変更・道路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞留期間の短縮

13. 特別補償

- 当社は第12項に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の別紙特別補償規定により、お客さまが旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。
- お客さまが第12項(1)の責任を負うこととなったときは、この補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。

- お客さまが募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客さまの故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスライディング、超経歴動力機操縦、ハングライダー搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償及び見舞金を支払いません。

14. お客さまの責任

- お客さまは、当社から提供された情報をも活用し、お客さまの権利・義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- お客さまは、旅行開始後において、万が一パンフレットに記載されている内容と異なる旅行サービスが提供されたときと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、船長、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。

15. 旅程保証

- 当社は次の表欄に掲げる旅行内容の重要な変更が生じた場合は、第5項(2)で定める「お支払い対象旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客さまに支払います。
- 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は第5項(2)に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金総額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- 当社は、お客さまの同意を得て金銭による変更補償金・損害補償金の支払いに替え、これと相応の物品・サービスの提供をもって保証を行うことがあります。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額 1件につき旅行代金×お支払い対象旅行代金 旅行開始日前日までに お客さまに通知した場合	旅行開始日以後に お客さまに通知した場合
①パンフレットに記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②パンフレットに記載した入場する観光地又は観光施設 (レストランを含みます。)	1.0%	2.0%
③パンフレットに記載した運送機関の等級又は設備のより 低料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の 合計額が算出(パンフレットに記載した等級及び設備の それを上回った場合にかぎります。))	1.0%	2.0%
④パンフレットに記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤パンフレットに記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑥パンフレットに記載した宿泊機関の客室種類、 設備又は乗組の変更	1.0%	2.0%
⑦上記の①～⑥に掲げる変更のうちパンフレットのツアー・ タイトル中に記載がある場合の変更	2.5%	5.0%

注1)1件とは、運送機関の場合1乗車船席、宿泊機関の場合1泊に、その他の旅行サービスの場合は1該当事項に1件とします。

注2)④又は⑤又は⑥に掲げる変更が乗組員又は乗客の死亡や重傷を生じた場合であっても、乗組員又は乗客は1泊につき1件として取り扱います。

注3)⑦に掲げる変更については、①～⑥の料金を適用せず、⑦の料率を適用します。

16. その他

- お客さまの怪我、疾病等に発生に伴う諸費用、お客さまの不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客さまにご負担いただきます。
- お客さまのご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客さまの責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返金等の手配はいたしません。
- 土・日曜日、祝日やゴールデンウィーク又は夏休み期間等においては、道路渋滞により予定時間通りに進行できない場合があります。また、その他止むを得ない事由により、万一到着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊を必要とする事態が生じても当社はその請求には応じられません。また、目的地滞留の短縮による補償にも応じられません。

17. 旅行条件・旅行代金の基礎

この旅行条件は2026年6月1日を基準としています。また、旅行代金算出は2026年6月1日現在の有効な運賃・規則を基準としています。

●国内旅行傷害保険加入のすすめ 安心してご旅行をしていただくため、お客さま自身で保険をかけられることをおすすめいたします。

個人情報の取扱いについて

- 株式会社はとバス(以下「当社」という)及びご旅行をお申込みいただいた受託旅行会社(以下「販売店」という)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために必要な範囲内で利用させていただきます。そのほか、当社及び販売店では、よりよい旅行商品の開発や、旅行商品ののご案内にお客さまにお届けするために、お客さまの個人情報を利用させていただきます。
- 当社及び当社のグループ企業は、各企業が取扱う商品やサービス・キャンペーンなどのご案内のために、当社が保有するお客さまの個人情報のうち、お客さまのご連絡に際して必要となる最小限の範囲のものについて、共同で利用させていただきます。
- 当社は、お申込みいただいた旅行の手配のために、お客さまの氏名・住所・電話番号などの情報を必要な範囲内で、運送・宿泊機関等及び手配代行者に提供いたします。
- 上記のほか、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページ(<https://www.hatobus.co.jp/>)でご確認ください。

バス車内は禁煙です。皆様のご協力をお願いいたします。

地球温暖化防止のため、待ち時間はアイドリング・ストップを実施し、バスの冷房・暖房を停止します。ご了承ください。
バス乗車中はシートベルトの装着にご協力下さい。

旅行企画・実施

株式会社はとバス

東京都知事登録旅行業第2-2379号 (一社) 全国旅行業協会正会員
〒143-8512 東京都大田区平和島5-4-1

ツアーに関するお申し込み・お問合せはJCBトラベルデスクへ

JCBトラベルデスク 10:00AM ~ 6:00PM 日・祝・年末年始休 0120-950-348

※上のフリーダイヤルにおかけになると自動音声でご案内します。ガイダンスに従ってメニュー番号をご入力ください。

※JCBトラベルからお客様へご連絡する際の発信者番号は上記のフリーダイヤルとなります。

受託販売

株式会社JCBトラベル

観光庁長官登録旅行業第1822号 一般社団法人日本旅行業協会正会員



旅行業公正取引
協議会会員

本 社 営 業 所 東京都豊島区高田3-13-2 高田馬場TSビル 〒171-0033
大阪支店営業所 大阪市中央区北浜東4-33 北浜NEXUS BUILD 〒540-0031

総合旅行業務取扱管理者：市川 育広
総合旅行業務取扱管理者：広瀬 直子

